

政令第百九号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十三条第一項第四号、第十
六条、第三十一条の六第一項第四号及び第七項並びに第三十二条第一項第四号及び第七項の規定に基づき、
この政令を制定する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第九号中「大学」の下に「、大学院」を加える。

第七条第三号中「ハまで」を「ニまで」に改め、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 大学院に就学する児童に係る母子修学資金 就学期間中月額十三万二千元（博士課程を履修する児
童にあつては、十八万三千元）

第七条第十一号口中「大学」の下に「、大学院」を加える。

第八条第一項の表母子就学支度資金の項、第十一条、第十九条第一項第二号及び第三十一条第九号中「大
学」の下に「、大学院」を加える。

第三十一条の五第三号中「ハまで」を「ニまで」に改め、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 大学院に就学する児童に係る父子修学資金 就学期間中月額十三万二千元（博士課程を履修する児童にあつては、十八万三千元）

第三十一条の五第十一号口中「大学」の下に「、大学院」を加える。

第三十一条の六第一項の表父子就学支度資金の項中「大学」の下に「、大学院」を加える。

第三十二条第八号中「大学」の下に「、大学院」を加え、「法第三十二条第一項第三号」を「同項第三号」に改める。

第三十六条第三号中「ハまで」を「ニまで」に改め、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 大学院に就学する寡婦の被扶養者に係る寡婦修学資金 就学期間中月額十三万二千元（博士課程を履修する寡婦の被扶養者にあつては、十八万三千元）

第三十六条第十一号口中「大学」の下に「、大学院」を加える。

第三十七条第一項の表寡婦就学支度資金の項中「大学」の下に「、大学院」を加える。

附 則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

理由

母子修学資金及び母子就学支度資金等の拡充の措置を講ずる必要があるからである。